

公益財団法人 川口教育・スポーツ財団

2023 年度（第 13 事業年度）

事業報告

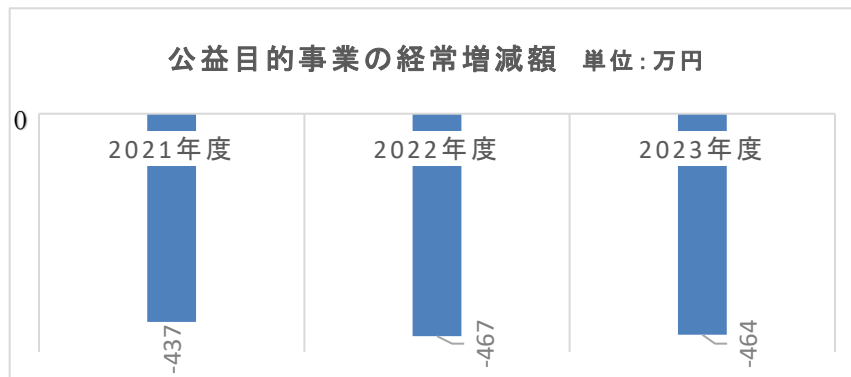
2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで

【 事業活動 】

I 公益目的事業

1. 青少年育成支援事業（公 1）

奨学金事業、図書寄贈事業、野球場施設貸与事業のいずれも、概ね事業計画のとおり遂行した。経常増減額は前年度とほぼ同額となった。



(1) 奨学金事業

《 奨学生総数 》

17 名（前年度比+1 名）に月額 1 万円を支給し総額 204 万円（前年度比+12 万円）。

《 新規採用 》

上記 17 名のうち、2023 年度採用は 8 名（応募者 20 名）。

奨学生選考委員会は、応募理由、学業成績、学校からの推薦理由、家計の経済状況等を審査の結果、候補者を 8 名とし理事長がこれを了承した。

なお、2022 年度より、各校に掲示される募集要項に財団 HP の QR コードを付け、要項内容を生徒自ら確認しやすくした結果、応募者は増加傾向にある。

《 奨学金の用途 》

アンケートによれば、部活動費用、参考書の購入費用、資格取得費用、進学先の入学費用の一部などに使用されている。

奨学生の在籍校

高等学校		人数	高等学校		人数
県立	佐倉	1	県立	京葉工業	1
	千葉女子	3		佐倉南	1
	四街道	1	市立	習志野	3
	四街道北	2		船橋	4
	柏井	1	合計	17 名	

(2) 図書寄贈事業

《 寄贈の実績 》

事業計画のとおり、各市教育局委員会との協議により決定した、千葉市立（花見川区）及び八千代市立の小中学校 32 校に対し、各校が希望した図書 963 冊、総額 158 万円（前年度比+19 万円）を寄贈した。生徒、担当教諭から、多くの感謝の手紙が送られてきている。

《 図書発注業者の変更 》

㈱八重洲ブックセンターの外商部廃止に伴い、千葉市の学校は千葉市書店協同組合に、八千代市は㈱図書館流通センターに変更した。ともに各市内の学校への納入実績があり、支障なく寄贈を行うことが出来た。

(3) 野球場施設貸与事業

《 使用の実績 》

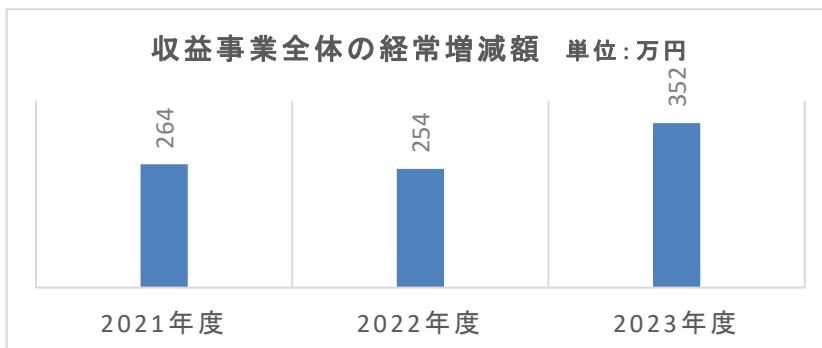
柏井グラウンドは、ホームグラウンドとしている「千葉北リトルシニア野球協会」が使用しているほか、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会関東連盟東関東支部（千葉県及び茨城県 47 チーム）が主催する公式試合等にも使用されている。本年度は公式試合（41 試合）、東関東支部以外のチームを含む練習試合（40 試合）等、122 日間使用された。事業収益は 77 万円（前年度比±0 万円）。

《 危険樹木の伐採 》

グラウンド周辺のナラ枯れ等による危険な樹木の伐採を行った。費用 50 万円。

II 収益事業

テニス事業については、昨年度末会員数を維持し、駐車場事業については、短期利用者増により、黒字となった。



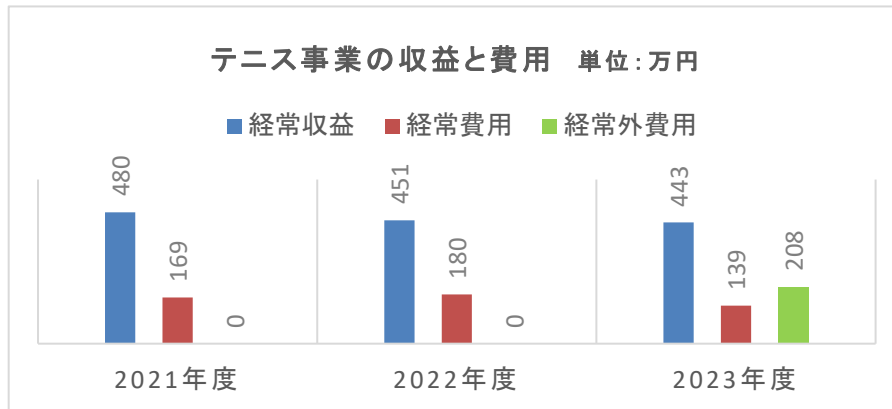
1. テニス事業（収 1）

《 会員数の維持 》

グリーンウッドテニスクラブ会員の高齢化等により、一定数の退会者が生じているが 2022 年度末に開設されたホームページの活用、入会者と紹介者ともに恩典のあるキャンペーン（入会金半額と紹介者にポイント）を実施し、新入会者 5 名、再入会者 2 名で、会員数は 91 名（前年度比±0）となった。新入会者 5 名のうち会員の紹介者は 2 名、HP の閲覧者は 3 名であった。

《 費用の削減 》

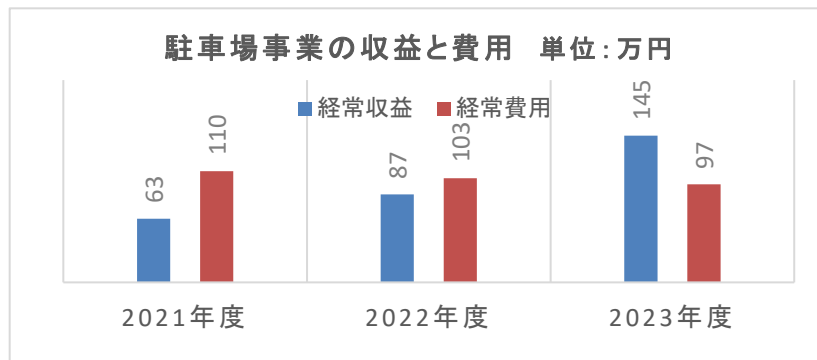
2023 年度はクラブ会員の協力もあり、経常費用は減少した。ほぼ 5 年毎に行う テニスコート原状回復工事（経常外費用）では、業者選定時からクラブ運営委員も参加し、複数業者からの見積書等を比較、従来とは別の業者に発注し費用は 208 万円（2017 年度比△22 万円）であった。



2. 駐車場事業（収 2）

《 5 年ぶりの黒字化 》

年度末契約台数は 19 台（前年度比+11 台）、延契約月数は 189 ヶ月（前年度比+75 ヶ月）となり、5 年ぶりの黒字達成となった。その要因は、工事関係業者等のまとまった台数の短期利用による収益で、駐車場事業収益全体の、おおよそ 38%を占めた。



3. 新たな収益事業案の検討状況

安定した収益を確保するため、駐車場用地を活用する新たな事業案の検討を、前年度に続いて行ったが、事業の実施には至らなかった。事業概要、問題点および今後の検討課題は以下の通り。

《 事業案の概要 》

大和田駐車場内に子どもが通園するに適した施設を建築し、これを児童発達支援事業者（※）に貸与し、月額賃料 30 万円を 30 年間に亘って受領するもの。

（※）児童発達支援事業とは、児童福祉法により行政の認可を受けた「児童発達支援事業者」が主として発達障害を持つ 6 歳までの未就学児童（定員 10 名以内）が集団生活や社会生活を送るための療育（訓練）を行う事業。児童発達支援事業者には国から給付金が支給される。

《 問題点 》

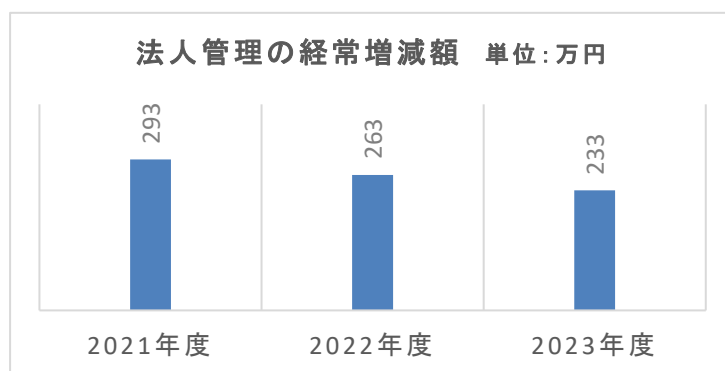
- ・ 児童発達支援事業者には小規模で、設立からの年数が短い事業者が多く、検討対象の事業者（2014 年設立）も実績が少なく、長期の契約にふさわしいかどうか、判断する内容が乏しかった。
- ・ 財団が建設する施設の減価償却費他、諸費用の見積もりを行った結果、収益事業の費用増のため、財務基準の一つである公益目的事業比率を達成することが困難と予想された。

《 今後の検討課題 》

- ・ 駐車場周辺地域での児童発達支援事業所のニーズの有無。
- ・ 児童発達支援事業者への施設貸与は財団の公益目的事業である、青少年育成支援事業の範疇であると認められる可能性があるかどうか。
- ・ 上記事業とは別の新規事業の可能性。

【 法人管理 】

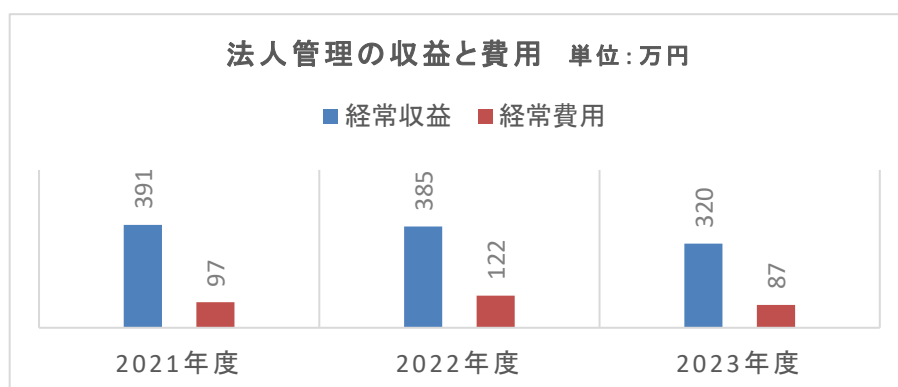
仕組債の早期償還があり、新たな運用先の検討、買入を行ったが、運用益は前年度と比べ減少した。インボイス制度が開始され、実務的な対応の確認を行った。



《 資金運用と収支 》

基本財産では以下の債券の早期償還があり、新たに種類株式とインフラファンドの買入を行った。その償還が要因となり、運用益は前年度比△65 万円となった。償還と買入の差額約 2 千万円の運用先は検討中である。

	運用商品名	取得価格 単位：円	受渡日
償還	みずほ証券複数指数連動債	50,000,000	2023 年 8 月 14 日
買入	ソフトバンク(株)第 1 回社債型種類株式 5 千株	20,000,000	2023 年 10 月 31 日
	ジャパン・インフラファンド投資法人 110 口	9,361,770	2023 年 11 月 22 日



《 インボイス制度と電子帳簿保存法について 》

インボイス制度については、請求書、契約書等の作成時における注意点など、個々の事例に関して税理士に確認を取りながら対応した。電子帳簿保存法に関しては、大きな影響はなかった。

《 2023 年度理事会・評議員会等の開催 》

第 1 回理事会 2023 年 5 月 25 日 場所：財団事務所 及び WEB 出席	【決議事項】 2022 年度事業報告及び附属明細書の承認、2022 年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認、任期満了に伴い定時評議員会に提出する役員等候補者の選定、定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等、任期満了に伴う奨学生選考委員の改選。 【報告事項】 代表理事の職務の執行の状況、資金の運用状況 【出席数等】 現在数 8 名、定足数 5 名、出席理事 7 名、監事 1 名
定時評議員会 2023 年 6 月 15 日 場所：財団事務所 及び WEB 出席	【決議事項】 2022 年度事業報告及び附属明細書の承認、2022 年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認、理事・監事・評議員の選任。 【報告事項】 前回定時評議員会(2022 年 6 月 16 日)以降の理事会の決議内容。 【出席数等】 現在数 4 名、定足数 3 名、出席評議員 4 名、監事 1 名
第 2 回理事会 2023 年 6 月 24 日 開催方法：決議の 省略	【決議事項】 代表理事の選定 【出席数等】 川口多恵子理事が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について提案書を発送し、当該提案について書面による理事全員の同意の意思表示及び監事全員から異議のないことの意味表示を得た日を以って、理事会の決議があったものとみなされた。
奨学生選考委員会 2023 年 7 月 11 日 場所：財団事務所	【議案】 2023 年度から新たに支給する奨学生候補者選考 【出席数等】 現在数 3 名、出席委員 3 名、理事出席 2 名
第 3 回理事会 2023 年 10 月 11 日 場所：財団事務所 及び WEB 出席	【決議事項】 基本財産運用の承認 【報告事項】 代表理事の職務の執行の状況、資金の運用状況 【出席数等】 現在数 7 名、定足数 4 名、出席理事 6 名、監事 2 名
第 4 回理事会 2024 年 3 月 7 日 場所：財団事務所 及び WEB 出席	【決議事項】 2024 年度事業計画書及び収支予算書等の承認、2024 年度常勤役員の役員報酬 【報告事項】 代表理事の職務の執行の状況、資金の運用状況 【出席数等】 現在数 7 名、定足数 4 名、出席理事 7 名、監事 2 名

以上のとおりであるが、2023 年度事業報告は本文にて事業等が詳細に説明された。したがって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成しない。

以上